

神戸薬科大学生涯研修認定薬剤師制度に関する規程

(目的)

第1条 神戸薬科大学生涯研修認定薬剤師制度に関する規程（以下「本規程」という）は、神戸薬科大学エクステンションセンター（以下「センター」という）事業統括委員会規程第7条第2項に定めるところにより、神戸薬科大学生涯研修認定薬剤師制度（以下「本制度」という）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(制度の概要)

第2条 本制度は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という）が定める薬剤師生涯研修認定制度の一環として行う。

(委員会)

第3条 生涯研修認定薬剤師制度の円滑な運営及び管理を行うために、神戸薬科大学生涯研修事業委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(認定の基準)

第4条 神戸薬科大学（以下「本学」という）は、日本国の薬剤師免許を有する者が、本学又は他の認証機関において、別に定める神戸薬科大学生涯研修認定薬剤師認定基準（以下「認定基準」という）により、40単位以上（このうち本学が実施する事業で5単位以上）修得したと認められる者を、神戸薬科大学生涯研修認定薬剤師（以下「認定薬剤師」という）として認定する。

2 認定基準については、別に定める。

(薬剤師生涯研修履修手帳)

第5条 認定薬剤師の認定を希望する者には、神戸薬科大学薬剤師生涯研修履修手帳（以下「履修手帳」という）を発行する。

2 履修手帳には、受講証明のための単位シールを貼付し、研修事項を記録する。

(申請及び更新の手続)

第6条 認定薬剤師証の交付又は更新を希望する者は、センターに次の各号に掲げる書類を提出するとともに、審査料1万円を納入しなければならない。第9条に定める更新の場合も同様とする。

(1) 申請書（様式第1号）

(2) 履修手帳

(審査及び交付)

第7条 前条の申請があった場合には、神戸薬科大学生涯研修事業委員会（以下「事業委員会」という）において、別に定める認定基準に基づいて、申請書類が認定基準に適合しているかを審査し、認定の可否を決定する。

2 審査は、偶数月に行う。

3 認定薬剤師の認定は、事業委員会において3分の2以上の承認を必要とする。

(認定薬剤師証の交付)

第8条 本学は、認定薬剤師として認定した者に対し、認定薬剤師証を交付する。

(認定薬剤師証の有効期間)

第9条 認定薬剤師証の有効期間は、3年とする。ただし、次条に定めるところにより更新することができる。

(認定薬剤師証の更新)

第10条 別に定める認定基準により、30単位以上（このうち、本学が実施する事業で10単位以上）修得したと認められる場合は、認定薬剤師証を更新することができる。

2 認証機構により認定された他の認証機関による認定薬剤師証の更新回数も引き継ぐことができる。

(認定研修プログラム)

第11条 センターが認定薬剤師証の取得に必要なものとして認定する研修プログラムは、神戸薬科大学研修認定薬剤師認定基準の第5条に記載されているとおりとする。

(認定薬剤師証の再交付)

第12条 認定薬剤師証を紛失又は汚損した場合は、改めて申請を行い、再交付を受けることができる。

(認定の取消し)

第13条 認定薬剤師として認定された後、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがある。

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき
- (2) 不正な方法で認定薬剤師証の交付を受けたと本学が認識したとき
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められたとき

(個人情報の管理)

第14条 本学は、学校法人神戸薬科大学個人情報保護のための規程に定めるところにより、個人情報保護委員会の指導の下に、認定薬剤師及び認定薬剤師の個人情報の取扱いと管理には細心の注意を払うものとする。

(認定基準及び実施要領)

第15条 認定基準の運用に際し、必要な事項は神戸薬科大学生涯研修認定制度実施要領に定める。

(規程の改正)

第16条 本規程の改正は、事業委員会及びエクステンションセンター事業統括委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

本規程は、平成19年6月20日から施行する。

平成22年6月10日改正（第2条、第3条、第6条、第11条）

平成27年8月3日改正

平成29年12月15日改正